

コミュニティデザイン Journal vol. 28

2020年1月15日



KOBE北・コミュニティデザインLab.

研究所
社会福祉法人陽気会

巻頭言—いったいなんのために!?

ロシアの文豪トルストイ(1828~1910)の作品に『人生論』という代表作の『戦争と平和』や『アンナ・カレーニナ』などに比べるとかなり短い作品があります(トルストイ(米川和夫訳)『新版 人生論』角川文庫)。そこでは冒頭に、いい粉が挽けるように、水車の部品などの調整をすることを生業としている男の話が出てきます。機械の知識はいっこうにないものの、なかなかの腕前らしく、それによって生活をし、暮らしがたてていたのです。

ところがあるとき、たまたま「水車の構造」に興味をもたらします。その関心は、受け口から挽き臼に、挽き臼から心棒に、心棒から車に、車から堰に、堰に、水にと移っていき、そうした観察を進めていくうちに、とうとうすべての原因は堰と川にあると悟ったのです。

この男はこの発見に“有頂天”になって、なんと水車で挽くことでできる「粉の質」のことなどはそっちのけで、川の研究をはじめました。そんなことを真面目にはじめてしまったので、彼の水車の調子はくるってしまい、それを見かねた周囲の人たちも忠告をしたのですが、それにも耳を貸さず、その人たちと争いはじめ、ついには「川が水車だ」と信じこんでしまったのです。つまり、「どんな水車も水がなければ粉を挽けない。したがって水車を知るにはどのように川から水を引けばいいのか知らないなければならない。水の力や水の流れ方を知らなければ水車は回らないので、そのためには川のことを知らなければならない。だから水車はつまるところ川なのだ」というように。

トルストイはこのような話を紹介した後に、次のように述べています。「すべてものを考える場合、だいじなのは、考えることそのことではなくて、考える順序だということ。つまり、はじめになにを考え、あとになにを考えるのか、それを知らないければ、いくら考えてみたところではじまりはしないということを彼に教えてやることだ」と。

この水車の男ほど極端ではなくとも、同様のことは私たちのまわりではよくあります。たとえば現在のコロナ禍のもとで今年の2月より全世界に配られたガーゼ制の「アベノマスク」って、そもそもなんのために配ったんでしょうか。物事に取り組む際には、なんのためにそのことについて考え、なんのためにそのことを実施するのかということ、すなわち“目的”と“手段”をしっかりとと考えなければならないのです。



みのたに園 壁面作品

福祉の仕事においても同様です。したがって、次のことについて確認しておく必要があります。

*福祉の仕事を通じて 「何を目指すのか」 (ビジョン)

*福祉の仕事に従事するものには

「何が求められているのか」 (ミッション)

*福祉専門職として 「何を大切にしているのか」 (バリュー)

福祉の仕事は多種多様ですが、それが「福祉」であるということは、そこには「支援」を必要としている人・人たちが存在しています。人が他者を支えたり、他者に支えられたり、支え合うということは、意識するしないにかかわらず、対人関係のなかに常に存在しています。しかし、この誰もが経験している「支え・支えられる」という関係のなかから、「支援」という行為を「職業」として取り出し、それが「専門職」として成立するためには、専門的な価値・知識・方法があり、そのための「教育」、すなわち「ソーシャルワーク」の教育が存在します。

支援の根底には「人を大切にする」という価値があります。誰にでもできそうで、実は簡単ではありません。だからこそ、こうした価値をふまえて、なぜそうなのか、そのためにはどのようにすればいいのかという知識や方法があるのです。たとえば傾聴や共感、受容、非審判的態度や「統制された情緒的関与」(自分の感情をコントロールすること)は、支援の基本です。でも、簡単ではありません。だからこそ、学ぶことが必要不可欠なのです。しかし、それは誰かによって「包囲」された一方通行で、息苦しいものではありません。つまずいたり、揺れたり、迷ったりしながら、自分が打ち砕かれる体験であり、自分の魂が、存在が、そして可能性が拓かれていくものなのです(鷲田清一『人生はいつもぐはぐ』角川文庫)。「いったいなんのために」。学ぶこと、学び合う関係を通じて考えることが大切です。

KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

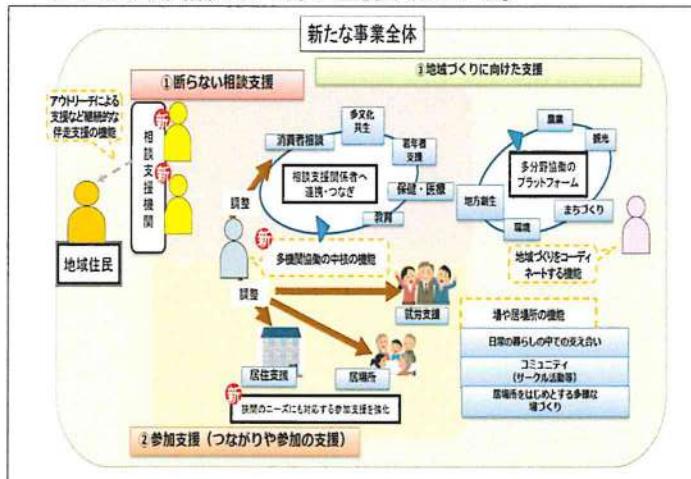
今月のテーマ：2020年6月の社会福祉法改正

◆「重層的支援体制」の構築

先月号を含めてこのシリーズにおいても何度も述べている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが、今日の福祉政策の中心になっている。

すでに2017年の社会福祉法の改正により、2018年4月から「市町村における包括的な支援体制の構築」などが同法で明記されており、従来の福祉課題に加えて保健・医療、就労や住宅、教育、さらには社会的孤立も含めた「地域生活課題」（同法）を解決できる体制を整えるよう市町村に努力義務を課しているが、こうした市町村の相談体制づくりの方向をさらに強化する目的で、この6月に同法が改正され、2021年4月より施行される。

この改正では、市町村が任意で行う新事業として、既存の国の制度の補助金を再編して交付金を創設することで「重層的支援体制整備事業」を設け、運用面ではソーシャルワーカーを重視し、多様化し複合化している地域生活課題の解決を目指して、引きこもりなど制度の狭間で孤立した人やそうした家庭・世帯を把握し、伴走しながら支援できる体制をつくることが目指されている。その際、生活課題の解決だけでなく、「社会とのつながり」を取り戻すことで、困りごとを小さくするような支援のあり方が重視されている。



◆断らない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援

この「重層的相談支援体制」は、「地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、『断らない相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき」（「地域共生社会推進検討会」2019）との見解に応えるものである。

こうした方向での取り組みが今後求められるが、多くの課題もある。たとえば、重層的相談支援体制における支援では、この3つの支援が行われることが目指されるが、参加支援や地域づくりには地域住民も含めて、多様なアクターが登場することになる。そこには誰が（専門職なのか、住民なのか、専門職ならどの機関・団体に属するどのような専門職なのか）、どのような立場で、どのような義務や責任において支援を行うのかが極めて不明確である。地域共生社会の議論は、当初より住民の参加を重視する「我が事」の側面と支援のあ

り方を議論する「丸ごと」の側面とが混在しており、責任の所在が明確に示されないまま展開してきたが、こうしたことを行きずつたままになっている。

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、高齢（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一括して実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

「断らない相談支援」と一括りに行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

地域において多様なつながりが育つことを支援するために、

①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援

②ケアイメーク（接続）を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

また、専門職による「断らない支援」「伴走型支援」が必要だとして、それを行うのは地域包括支援センターや生活困窮者自立支援法のもとでの自立相談支援事業の相談員、あるいは社会福祉協議会の職員全般なのか、そこには公務員でもある生活保護のワーカーや児童相談所などのワーカーなども含まれるのか、こうしたことが不明確なままである。福祉事務所によってはひとりのワーカーの担当ケース数の標準が80ケースのところが、倍の160ケースを超えるようなところもあるという実情のなかで、単なるワーカーの姿勢で対応できるようなことではない。

そして、こうしたことも含めて、「政策」として実施するからには、市町村において「課題を抱える全ての地域住民」を対象として、「断らない支援」「伴走型支援」を実施するためには、こうした責務を担う専門職が（単一の機関である必要はなく、各種の相談支援機関が連携してもよいが、ともかく）どこに、どれくらい配置する必要があるのかを明示し、そのための予算措置を講じる必要がある。

ひとりの専門職が、住民の生活課題の解決に向けて、しっかりと寄り添って支援する必要があるとするのなら、大阪府におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の実践の状況をふまえると、ひとりのCSWが対応可能なケース数は、「30人・世帯」程度である。それを超えると「伴走」することは極めて困難となる。地域共生社会に関する議論は、社会問題としての生活課題を〈政府・行政の責任で政策的に対応／地域での住民間の助け合いと支援のあり方の再構築で対応〉という観点からみれば、後者に力点をおいたものであるといえる。こうした仕組みを実効性のあるものにしていくためには、社会の自律・地域の自治と国家による生活保障という枠組みのもと、国民的な議論が不可欠である。

◆社会福祉連携推進法人制度

このほか今回の社会福祉法では、複数の社会福祉法人が事業運営で連携する際の選択肢として「社会福祉連携推進法人制度」が新設されている。小規模の社会福祉法人が合併までしなくても、地域において多様な地域生活課題の解決に向けて、連携して取り組めるように、同制度に参加する法人間で資金を貸し借りできるよう規制が緩和される。今後、各法人では連携のあり方が求められる。KCDラボ代表 松端克文

（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

*毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

～行動障害を呈するASDの人の支援者養成研修～

5月15日（金）『行動障害を呈するASDの人の支援者養成研修』が開始されました。実施場所であるホールの換気や消毒、ソーシャルディスタンスなど、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底した上で、受講者数もしばった形での実施となりました。

この研修は、行動障害のある方の支援者を養成するためのスーパーバイズ研修で、講義3回、演習1回の研修を受講後、各現場における利用者の方々の支援の現状を講師に相談し、助言をいただくというものです。

講師は、北摂杉の子会・人材育成研修室のスーパーバイザーである堀内桂氏です。堀内氏は、西日本を中心に強度行動障害の支援コンサルティングでご活躍されている方で、兵庫県知的障害者施設協会の取り組みとして、強度行動障害のある方への適切な支援を汎化するため、神戸地区では当法人がコンサルティングをお願いすることになりました。



第1回目は5月15日(金)。『強度行動障害と障害特性の理解』という内容で、強度行動障害について、その名称や背景、脳の機能や「3つ組」の障害などについて学びました。

「強度行動障害」とは、「自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと」(*講師資料P14より)です。

その名称は診断名ではなく、加算に関係した行政用語であり医療的な診断名は「自閉症」が多いということ、自閉症と診断を受けていなくても、その行動の特徴にあてはまる人が多いということでした。強度行動障害がある方に対する適切な支援が周知・徹底されていないため、支援にかかわる人がその特性に配慮することができず、虐待等につながる不適切な支援をしてしまうという話はこれまでにも聞いてきましたが、行動障害の支援方法をきちんと学び、実践していくことが私たち支援者の専門性であると改めて思いました。

脳の機能については、脳の「障害」ではあるが脳の「損傷」ではないということ、多くの人とは異なった脳をもち、その使い方が周囲の環境と合っておらず、さまざまなストレスを

抱えた結果、行動障害となってあらわれてきているということでした。支援としては、本人の残存機能の活かし方や代替方法などを考える配慮が必要で、訓練でどうにかするものではないということ、「3つ組」の障害（想像の苦手、コミュニケーションの苦手、対人関係の苦手）を補う支援が必要であることをふまえた上で、まずは予期不安の軽減を図ることを学びました。



第2回目は6月18日（木）『合理的配慮の構築に向けてアセスメントと構造化のアイディア』です。1回目と同様に、コロナ感染予防を徹底した形で実施し、計28名が受講しました。この回では、予期不安から起こる「問題とされる行動」について、表面的な捉え方では問題は解決しないということなどを学びました。また、その予期不安は、利用者が覚えていくいくつかの生活パターンのなかから想像できない事柄について起こるもので、そこから「問題とされる行動」へつながっていくということを理解しました。

予期不安を解消するためには対象となる利用者のアセスメントが大事で、空間的・時間的に構造化することで本人にとっての刺激が減り、本人が了解しやすい環境になることで、生活に見通しがもてるようになるということを、事例を確認しながら学びました。



「利用者はさまざまなことを上書きして覚えていく“記憶脳”なので、特定の支援者（キーパーソン）がかかわる支援体制をつくることは依存が起きてしまうためよくない」という話がありましたが、特定の支援者のときにだけほかの支援者のときは違った利用者の様子が見られるということは、支援の現場ではよくあることだと思います。ふとしたことをパターンとして記憶し、それが徐々に強化されることもあるかもしれませんため、チームできちんと話し合い、詳細な記録を

取りながらしっかりとアセスメントを行い、情報を共有しながら支援することが最も大切であると思いました。



第3回目は、7月9日（木）に受講者21名で実施されました。講義としては最終となる今回は、『コミュニケーションの苦手を補う工夫 適切な表現の援助に向けて』です。

「構造化」と「視覚的コミュニケーション」が支援の両輪であるということ、本人が必要とするツールは、本人の自発的な要求を意図的に固定してつくるなければ、ツールとして使えないということを学びました。そして、コミュニケーション支援においてもアセスメントが大切で、自発するコミュニケーション行動を確認してサンプルをつくり、コミュニケーションの機能や形態を把握・整理するなど、チームで分析して共有することが重要だと理解しました。複数の利用者の方々が、全員同じツールを使えるということではないため、対象利用者の様子をつぶさに観察して記録を取り、支援者全員で話し合い、試行錯誤を繰り返して、その利用者に合ったコミュニケーションツールをつくり上げていく。そのためにはアセスメントとチームワークが大変重要であるということを、これまでの講義を通して学ぶことができたと思います。

3回の講義を受講した感想を、よろこび荘の遠山氏に伺いました。

——1回目からすべて受講されていましたが、感想を教えてください。

遠山氏——以前から学んでいたことで知っている内容もありましたが、先生が実践してきた話については、非常に興味深かったです。時間的構造化などを、よろこび荘の支援の現場において今後どのように落としこんでいくのかが、むずかしいなと感じています。



——どのあたりにむずかしさがあるのでしょうか？

遠山氏——自分は日中支援の担当ですが、よろこび荘は生活ベースの施設入所支援もあります。すでに利用者の方々は、生活のなかでのさまざまな動きを、時間ではなく出勤職員で覚えているところがあります。たとえば日中担当の自分を見て「デイセンターに行く」とか…。それに、今回の研修を受講した職員だけでは支援の共通認識ができないため、この内容をほかの現場職員にわかりやすく伝える必要があります。

——なるほど…。ぜひ、遠山さんを含む受講者で、現場職員の方々に伝達研修をお願いします。

続いてようき寮の倉内氏に感想を伺いました。



——1回目、2回目と受講していくがでしたか。

倉内氏——先の見通しをもってもらうことで不安がなくなり、利用者さんの行動が変わるということがわかり、率直に驚きました。改めて現場の状況を考えると、スケジュールなどでの視覚支援に安易に飛びついで構造化を行うということではなく、長い目で継続して支援を行うことが重要なんだと感じます。というのも、利用者さんはやはりいろいろな変化に敏感なので、やるからにはじっくりと取り組まないと、かえって混乱させてしまうのではないかと思うからです。職員全員で取り組むためにも、次回の演習も含めて先生に具体的に相談できるのを楽しみにしています。

——そうですね、ぜひたくさん相談してください。

受講した職員は、日々直接支援にあたりながら、利用者がなぜそのような行動をとるのかが理解しきれず、ほかの支援者間でも対応に行きづまり悩んでいたと思われます。「利用者にとって最適な支援とはなにか」、「ひとつでも手がかりがほしい」という切羽詰まった思いを抱えて受講した職員は、講師の説明や具体的なエピソードを集中して聴き、担当する利用者の方々の日常の様子を思い浮かべながら、自分の具体的な行動をシミュレーションしていました。

「こうするとうまくいくかもしれない」。そういった明るい希望のようなひらめきが、どんどん湧いてきたのではないかと思います。

次回は、現場の具体的な事例を用いた演習を行う予定です。自分たちの日頃の支援を振り返り、どうすれば適切なよりよい支援に結びつけることができるのか。今後も一緒に学んでいきたいと思います。

(編集委員会)

肉眼では見えない生物への意識

～共に生きる②～

東京では、新型コロナウイルス新規感染者数が連日200名を超える、大阪府でも「大阪モデル」により警戒を呼びかける「黄色」に通天閣がライトアップされました（7月12日現在）。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の第2波が押し寄せてきていると不安に思う方も多いのではないでしょうか。世界全体では、感染者数累計1255万人超、死亡者数56万人超、一日の新規感染者数23万人超。（7月12日WHO発表）新規感染者数は右肩上がりで増え続け、第1波収束も見通しがたっていない状況です。

感染症の流行は、その時代の生活様式や文化、生活環境に大きく影響されています。今回は「見えないもの」と共に生きている私たちの生活環境などについて書きたいと思います。

◆日本文化が感染対策に

緊急事態宣言は発令されたものの、完全なロックダウンをすることなく、あくまで「自粛要請」でここまで新型コロナウイルス感染者数を抑えられたのは、日本の生活文化によるところが大きいと考えられます。

靴に付着する雑菌や病原性微生物を含む土や砂埃を、室内に持ち込まない靴を脱ぐ生活様式、幼い頃からの手洗いやうがい、入浴など清潔を保つための衛生教育がしっかりとされていることなど、感染症対策に有効な生活習慣が根付いています。また、欧米と違いあいさつでキスやハグ、握手などの身体的接触をほとんどしないことも、感染拡大防止においてはよい文化であったといえます。新型コロナウイルス感染症の大流行で、欧米でもハグや握手ではなく、会釈や肘をぶつけ合う挨拶に変化しているようです。

◆衛生環境と感染症

良くも悪くも人間に影響を及ぼす微生物は、存在を示すかのように、「黒死病」（ペスト）、「天然痘」、「コレラ」、「スペイン風邪」（インフルエンザH1N1）など、歴史に残る感染症を幾度も起こしてきました。どのような衛生環境でこれらの感染症は流行したのでしょうか。

中世ヨーロッパとくにパリでは、一般家庭にトイレはなく“おまる”にした糞尿を、窓から路上へ投げ捨てるのが一般的でした。道は人間や豚などの動物の糞尿があふれ、腐敗した生ごみも散乱し、とくに雨が降るとぬかるみ、不衛生だったようです。パリだけでなくロンドン、ドイツなど多くのヨーロッパ諸国で、「汚物を窓から捨ててはいけない」という内容の法律が制定されており、ヨーロッパ諸国ではめずらしいことではなかったことがうかがえます。

この不衛生な道を歩くために、男女とも靴の上に履く「パッテン」という下駄のような高さのあるオーバーシューズがあり、ハイヒールの起源のひとつとして語られています。日傘や男性のシルクハット、マントなども、頭上から降ってくる汚物除けのための物だったといわれています。頻繁に洗髪や身体を清潔にする習慣もなく、カビの生えた衣服を着ていることも日常的で、体臭対策として香水文化が発達したこと是有名な話です。

不衛生で悪臭の漂う生活環境のなかで、人々はペストなどの疫病に苦しみ続けた歴史があります。「黒死病」と恐れられる多くの書籍や絵画にも残されており、人々の強い恐怖や苦しみを感じます。このように、排泄物の処理や衛生環境は感染症と深いかかわりがあります。



『死の舞踏』1943年 版画

尿検査、便検査など検査材料となるように、排泄物はその人の身体の状態をそのままあらわします。常在菌やその人に症状を起こしている病原性微生物は、排泄物に多く含まれます。感染症予防には、排泄物の処理や病原体を媒介する動物などが大量発生しないような環境衛生の整備が重要です。

◆それぞれの衛生観念

日本では縄文時代の貝塚などから、川に排泄していたことがわかっています。鎌倉時代には、排泄物は肥料として利用されるようになりました。江戸時代には、排泄物の売買が盛んになりました。その排泄物には価格の差があり、よい食事をしている大名や大商人の排泄物はかなりの高値で取引されていたようです。

排泄物は「商品」なので、道に人や家畜の糞尿が落ちていることなく、人口の多い大都市江戸はとてもきれいな町でした。排泄物を肥料にし、清潔な環境を保っていた日本ですが、訪れた外国人は人糞肥料の作物を「不潔」と感じたということが残されています。衛生観念も国や民族によりそれぞれですね。もちろん、江戸の町は驚くほど清潔で日本人はきれい好きである、という記述も残っています。

独自のリサイクル社会を築いていた日本は、ヨーロッパが経験したようなペストなどの大流行は起こっていません。島国であったことに加え、清潔な衛生環境も感染症大流行を予防できた大きな要因といえるでしょう。

◆新たな文化

現在、世界中の人が新型コロナウイルス感染対策を考え日々生活しています。新型コロナウイルス感染症にばかり意識が集中しがちですが、毎年流行を繰り返す季節性感染症の患者数は、過去5年平均値からみても大きく減少しています。どの感染症にも、「手洗い」「マスク」「ソーシャルディスタンス」は有効な防御手段であることは明白です。

いまは有効な治療薬がある感染症でも、突然、薬剤耐性変異、後遺症が残るような重症化や、死亡者がいるような重篤な感染症に変化する可能性があります。さまざまな生物と共に生きるなかで、新しい「文化」となる私たちらしい生活スタイルを築き上げる必要があるかもしれません。

（大島由香利）

ちょっといいですか？大西ですけど…

－「敬う」ということ－

◆相手を敬う

障害のある方々を支援する者に求められる人間観は、「相手を敬う」ことだと思います。この人間観を、この業界で働くすべての職員の労働観の基本とし、この業界に共通の理念にまで格上げしていくことができれば、この業界から、虐待という事案や人権侵害という現象は間違なくなくなります。また、誤った言葉遣いや横柄な態度も改めていくことができます。この相手を敬う気持ちは、人と人との触れ合いのなかで育っていきます。が、人間関係が希薄になりつつあるいまの社会においては、このような人間観を自然に身につけていくことはかなり困難な状況です。また、職員を対象とした研修も具体的な支援論が主流を占め、人間観をはじめとした精神論を教えてくれるような研修はなくなり、人間観に自ら磨きをかけるという機会は失われつつあります。

一方、近年、虐待防止法や差別解消法という法律が相次いで施行され、国が、文面で、障害のある方々に対してしてはいけないことを教えてくれるようになりました。しかし、よくよく考えてみると、虐待や差別のない社会であったなら、これらの法律は不要だったはずです。防止や禁止やら解消やらという名称の法律ができるということは、裏を返せば、そういった現象が存在する社会である（あった）ことを肯定することになります。また、してはいけないことや、なくさなければならないことを、人の「心」に訴え続けることに限界を認めた結果ともいえます。法律をつくることで、その現象は抑制することはできても、人の心まで変えることができるかどうか…むずかしいところです。法律がどうであっても、障害のある方々を敬う気持ちはもち続けていくべきだと思います。

◆ふくしの出発点

施設を利用される多くの方々は、障害があるというだけで不便な生活と差別的な扱いを強いられてきた（いる）ことは容易に想像ができます。このことを理解しておく必要があります。施設は、家庭的な雰囲気は創造できても、そこに家庭は創造できません。親子のような気持ちで支援をすることはできても、本当の親にも子にもなることはできません。が、少しでも安らぎを感じてもらえるような施設としていくこと、少しでも幸せを感じてもらえるような人生にしていくことが、「ふくし」というものに与えられた使命です。「相手を敬う」という人間観をもつことは、その出発点になるのだと思います。（大）



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかげ学園を開所し、61年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、

陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円
個人サポーター 年間 1,000 円

陽気会の SNS が昨年 12 月より
スタートしました！
Facebook Instagram Twitter
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
朝日 满子・河津 真美
大西 博之・大島 由香利

〒651-1313
神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel : 078(981)7271
Fax : 078(981)0825
HP : <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcdlab@youkikai.or.jp

